

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|---|
| 担当課 | 工事監理課 |
| 委託業務名 | CAD積算システム基礎単価・歩掛改定業務 |
| 委託業務場所 | 大津市御陵町3番1号ほか |
| 概要 | 大津市企業局CAD積算システムを利用した設計積算業務が円滑に遂行できるよう、国土交通省の水道施設整備費に係る歩掛表、土木工事標準積算基準書の改定に係る同システムの歩掛改定業務を行う。また、企業局実施設計単価の全面改定を行う。 |
| 契約期間 | 令和7年6月26日から令和7年12月26日まで |
| 契約年月日 | 令和7年6月26日 |
| 契約金額 | 2,695,000円 |
| 契約の相手方 | [所在地] 兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号 [名称] 株管総研 |
| 契約相手方の選定理由 | 株式会社管総研は、大津市企業局CAD積算システムの開発業者であり、システムの仕様を熟知している。また、その仕様は当該業者独自のもので公開されておらず、保守契約も当該業者と行っている。当該業者以外のものが本業務を行う場合は、当該システムの仕様を正確に把握した上で業務を開始することが求められているが、仕様を正確に把握できていなければシステム全体に不具合が生じ、多大な影響を与える可能性がある。よって、当該業務を実施できる唯一の業者である当該業者を選定する。 |
| 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。